令和８年１１月４日現在

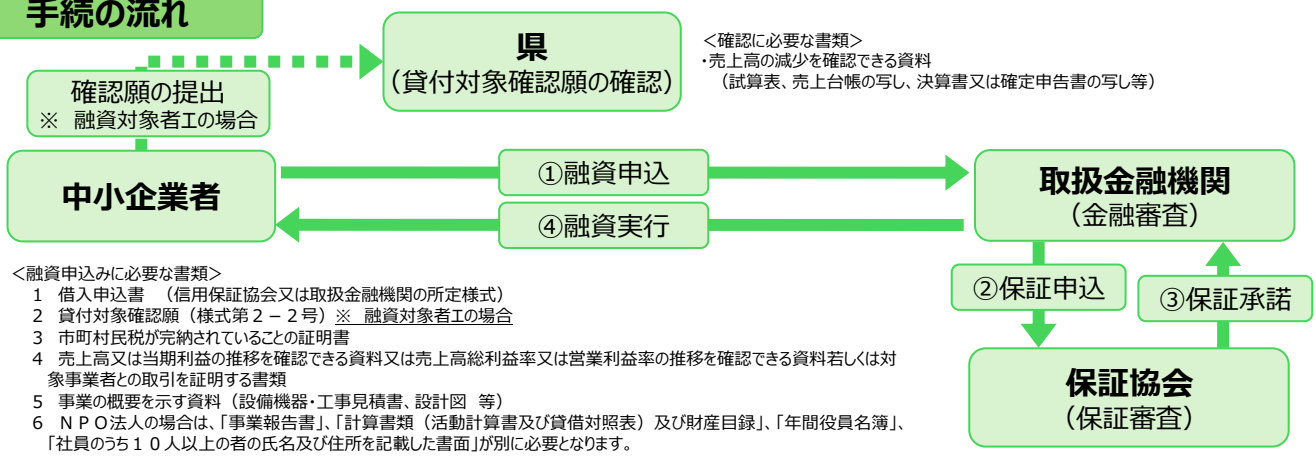
宮崎県中小企業融資制度の御案内

宮崎県では、宮崎県中小企業融資制度の「経営支援貸付（売上減少等対策）」を利用する際の**信用保証料を全額支援**することにより、中東情勢緊迫化の影響により厳しい経営環境にある中小企業者の資金繰りを支援します。

経営支援貸付（売上減少等対策）

融資対象者	県内における同一事業歴が６か月以上あり、売上減少等の対策を行う中小企業者等であって、次のいずれかの要件に該当する者 ア　経済的環境の変化により、最近３か月間の売上高が前年同期と比較して５％以上減少し、又は最近の決算日における当期利益が前期に比して５％以上減少し、経営が不安定になっていること イ　原材料価格の高騰や人件費の増加など経営環境の悪化に伴い、最近の決算日における売上高総利益率若しくは営業利益率が前期と比して５％以上減少し、又は最近３か月間の月平均売上高総利益率若しくは月平均営業利益率が前年同期に比して５％以上減少していること ウ　再生手続開始、更生手続開始、破産、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形不渡等による銀行取引停止処分により、事実上、債務の弁済に支障を来しているものに対して、売掛金等の回収の遅延等が生じていること エ　米国関税措置又は中東情勢緊迫化の影響により、最近１か月間の売上高が前年同期と比較して５％以上減少し、かつ、その後２か月間の売上高が前年同期比で減少する見込みであること
資金使途	売上げ減少等の対策を行う設備資金及び運転資金（ただし、融資対象者のウについては、運転資金に限る。）
融資限度額	設備・運転資金の合計で**2,000万**（組合も同額）
融資期間	設備資金：10年以内（うち据置18月以内） 運転資金：７年以内（うち据置12月以内）
融資利率	年1.30%～1.80%
保証料率	**年0.00%**
取扱期間	令和８年１１月１２日から令和９年３月３１日までに保証申込を受付けたものに限る ※　予算額に達すると見込まれる場合は、対象期間にかかわらず終了
必要書類	売上高又は当期利益の推移を確認できる資料又は売上高総利益率又は営業利益率の推移を確認できる資料若しくは対象事業者との取引を証明する書類ほか ※　融資対象者のエとして融資を受ける場合は、県商工政策課経営金融支援室へ確認願を提出し、確認を受けることが必要

手続の流れ



<融資申込みに必要な書類>
1　借入申込書　（信用保証協会又は取扱金融機関の所定様式）
2　貸付対象確認願（様式第２－２号）※　融資対象者エの場合
3　市町村民税が完納されていることの証明書
4　売上高又は当期利益の推移を確認できる資料又は売上高総利益率又は営業利益率の推移を確認できる資料若しくは対象事業者との取引を証明する書類
5　事業の概要を示す資料（設備機器・工事見積書、設計図　等）
6　ＮＰＯ法人の場合は、「事業報告書」、「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」が別に必要となります。

取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

制度についてのお問い合わせは、宮崎県 商工政策課 経営金融支援室へ ☎(0985)26-7097